

緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また、今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や本市にも影響のある「南海トラフ地震」の発生が予測されている。東日本大震災の際には、道路をふさぐ震災瓦礫の撤去の遅れのために支援物資の輸送にも遅れが生じ、また被災した地方自治体の機能停止等も問題となった。近年は、全国各地で毎年のように甚大な被害をもたらす大規模自然災害が発生しており、本市においても平成30年7月豪雨災害によって甚大な被害が生じている。

我が国は、これまで感染症の拡大や大規模自然災害といった緊急事態に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法などによって対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合は、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。したがって、感染症や自然災害など緊急事態に強い社会をつくるための法整備を進めることは、我が国の喫緊の課題である。更には、根拠規定たる憲法のあり方について、国会において建設的な論議に取り組まれるべきである。

よって、国においては、緊急時に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

広島県府中市議会